

取扱区分：「公開」

平成27年第9回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成27年9月10日(木) 午前10時00分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成27年第9回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成27年9月10日(木) 午前10時00分 ~ 10時49分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第34号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画について	39件
報告第46号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	3件
報告第47号	非農地証明について	6件
報告第48号	水田埋め立てによる農地改良届出について	2件
報告第49号	農地法第18条の規定による通知について	1件

4 出席委員

第1番	江波一男君	第2番	田中榮作君
第3番	野村一男君	第4番	藤井孝君
第5番	笠井保雄君	第6番	松岡清治君
第7番	藤井澄子君	第8番	大田幹代君
第9番	歳光時正君	第10番	杉村洋治君
第11番	藤井允雄君	第12番	福田栄司君
第13番	山崎弘子君	第14番	林定子君
第15番	村木実君	第16番	松田孝行君

第17番	山崎光夫君	第18番	水井規雅君
第19番	秋貞啓子君	第20番	白石純治君
第21番	有馬俊雅君	第22番	小林一雄君
第25番	杉村龍男君	第26番	藤井和典君
第27番	梅田洋治君	第28番	椎木人志君
第29番	大江静人君	第30番	弘中壽君
第31番	岩田学君 (職務代理者)		
第32番	西田孝美君 (会長)		

5 欠席委員

第23番	高橋恵君
第24番	長谷川和美君

6 関係人

農林課 主査 温品賢治

7 事務局職員

局長	茅原道夫	次長	山根卓彦
次長補佐	徳本純子	書記	桐山昌栄

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、去る8月10日の総会において辞任の同意をいただきました●●前委員の後任に9月1日付けで、周南市●●土地改良区理事長の●●●●さんが就任されましたので、ご紹介いたします。

それでは●●委員さんよりご挨拶をお願いいたします。

第11番

ただいま、ご紹介いただきました●●でございます。

私は、現在、●●の●●●●●●●●のあります●●地区一带を中心とした「周南市●●土地改良区」の理事長をいたしておりまして、土地改良区からの推薦を受け就任しました。前任者同様よろしくお願いいたします。

事務局長

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中30名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第23番 高橋 恵委員、第24番 長谷川 和美委員の2名でございまして周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成27年第9回周南市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、委員の交代に伴い、周南市農業委員会会議規則第6条の規定により、一部、議席及び議席番号の変更を行います。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第9番、歳光 時正委員さん、第16番、松田 孝行委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

事務局長

それでは、議案第32号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案1件でございます。

それでは、1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●●に所在する農用地区域外農地の田、1筆の27平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は申請地が既に譲受人の所有する田と一体利用されており道としての機能を有していないため譲り渡すとされ、譲受人は申請地に法定外公共物（里道）が田の中にあり、道路の形態もなく、用途変更して一体的に利用するため払い下げを受けるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は43アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第30番

30番の●●です。当件につきましては、去る9月5日に申請人と現地でお会い、現況の把握と状況等、説明を受けました。事務局からの説明のとおりでありまして、現況は、申請人の農地の中に既に一体利用されており水田とされております。この際、これが所有権移転されることにより、名実共に一体利用されるということで最良と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第27番

この議案は、27平方メートルで法定外の公共物、昔の里道ですが、これがどうして発見されたのか教えてください。このようなケースは、いろんなところであると思われましてことから、法的にも手続きしなければいけないことですから教えてください。

事務局長

本人からは、理由は聞いておりません。

議長

はい、●●委員さんお願いします。

第30番

経過は、以前県道の当時に25年くらい前に申請人のその田がバスの待避

所として、県が設置した。その時、里道として昔の赤線道が生きて利用されていたものです。その後、県道の待避所として拡大された時点で、農地に含めて一体的に利用しようという事になったということでした。ただ、所有権移転等の処理はされていなかったため、今回手続きをされることになったものでございます。

第27番

その時点で手続きすればできていたのではないのでしょうかね。

第30番

そうだと思います。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第33号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお願いいたします。議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案3件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、周南市内に居住する会社員です。現在居住している住宅は、老朽化が進み土砂災害特別警戒区域にも指定されているので、近隣である今回の申請地を使用貸借し、新しく自己用住宅を建築して居住するものです。

しかし、申請地は以前埋め立てをしており、農地法の規定を知らなかったとはいえ、手続きを得ずに埋め立てをしてしまい、反省するとともに今後は

農地法の規定を遵守いたしますとの始末書が提出されております。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●支所から南に約1.7キロメートル、市道●●●●●線沿いに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●●●字●●●●●1187番3、地目は田、地積は494平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。二つに分かれております。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

次に、立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、その他農地として第2種農地です。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりました、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりました、汚水については、下水道に排出されます。また、雨水につきましましては、道路側溝へ排出されます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況につきましては、申請地が農業振興地域内の農用地ということで、7月の農業委員会会議で「農業

振興地域整備計画の変更について」で既にご協議をさせていただいております。平成27年8月13日付で、除外の内定通知を受けております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

最後に、先程申し上げましたが、申請地は既に転用されておりますが、今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第21番

21番の●●です。第1番について、去る9月8日に、申請人と現地調査、確認をいたしましたので報告いたします。なお、申請地は先ほど事務局より説明がありましたとおり、農地法を理解せず既に造成されており、始末書が添付されています。貸付人の亡夫が十数年前に行ったことということで、理解もされず大変恐縮されておりました。申請の内容は、親子間の使用貸借により、所有者の息子さんが一般住宅を建設されるものです。現在、住んでいる土地が土砂災害特別警戒区域に指定されていることから申請地に住宅を建設されるものです。なお、事業計画書及び被害防除計画書等も添付されており、問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

事務局次長

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

それでは、次に2番をご説明いたします。

申請人は、周南市内に事務所を有する住宅の新築、増改築などを行う法人です。以前から、建築資材を保管する倉庫用地を探していたところ、立地、面積、金額などの条件が整っていた申請地を適地と決定いたしました。購入後は、倉庫と駐車場として活用するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南に約430メートル、市道●●●線沿いに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●1637番1、地目は田、地積は183平方メートルと大字●●字●●1638番1、地目は田、地積は77平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図でございます。2筆に分かれており、左側に倉庫を建て、右側を駐車場としてご利用されるものです。

次に、平面図でございます。これは倉庫部分の図面でございます。次が立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、宅地化の状況が市街地同程度の区域に近接し、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地として第2種農地です。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水はありません。また、雨水につきましては、水路と道路側溝へ排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

第8番の●●です。2番についてご説明いたします。去る9月2日に譲受人と譲渡人にそれぞれお話を伺いました。内容については、事務局からの説明のとおりですが、申請の土地は譲渡人の祖父がこの地域に住んでおられ、水稻を作付けされていたようですが、50年前に譲渡人の父が所有されました。しかし、●●市に在住だったため、それからは全く耕作できず、近所の方に草刈りなど管理を任されていたそうです。そして、昨年、譲渡人が相続により申請地を取得されましたが、譲渡人も●●市に在住のため、管理できず、今まで管理されていた近所の方も高齢になられたので、不動産業者に売却を依頼しましたが、買い手が付かず売れ残っていたそうです。譲受人は、建築資材を保管するための倉庫建設用地を探されていたところ、申請地物件を知り購入したいと希望されたとのこと。現在、申請地の1637番地1、1638番地1は草刈りをされてきれいに管理されております。以上です。農地法第5条の規定による許可申請については、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、3番をご説明いたします。

申請人は、市内に事務所を有する砕石・砂利等の生産販売業を営む法人です。この度、現在所有している採石場より市街地に近く、交通事情も良いことから申請地の提供を受け、資材置場として活用を図るものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南南東へ約1.6キロメートルに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●字●●693番1、地目は田、地積は2,167平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。2枚に分かれております。

(スクリーンに、土地利用計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図でございます。道路の高さまで土砂を入れまして同じレベルにして利用しやすいような形ということで、盛土をされるも

のです。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、その他農地として第2種農地です。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、事業の目的を達成するために必要な土地と認められ、立地の代替性がないということで、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして適当と認められます。水の排出はありませんが、沈謝地を設けられ土砂の流出を防ぐようにされます。また、隣接する周囲は原野であり、他の耕作者に影響が出る状態ではありません。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が農業振興地域内の農用地ということで、7月の農業委員会会議で「農業振興地域整備計画の変更について」で既にご協議いただいております。平成27年8月13日付で、除外の内定通知を受けております。また、申請地を道路と同じ高さにするために盛土を行いますので、これに伴う道路の加工工事等について山口県●●土木建築事務所と協議を行い、平成27年8月11日付で承認されております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

第15番の●●です。9月1日、貸付人、借受人と現地で調査しましたので報告します。申請地は、本年7月の総会において農業振興地域の除外を承認した田です。申請地の現況は、北側は竹やぶ、東側は川、西側は県道、山林となっており、県道から約2.5メートル下がった位置にあり、現況では1メートル前後の草で覆われていました。貸付人は、15年くらい前から約500メートルくらいにある水路が所々壊れたため耕作をあきらめたとのことでした。この度、借受人から申し出があり、借受人は申請地から約5キロメートル離れた所に採石場を設けており、冬季、県道の峠が積雪で通行困難な状態になることがあり、砂利の運搬に困っていたため、申請地を埋め立てて冬季の砂利置場として利用したいとの説明でした。被害防除計画書、資金計画書も提出されて問題ないと思われれます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第34号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成27年9月10日 提出 周南市農業委員会 会長 西田孝美

別添の別紙1「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長

それでは、この議案につきましては、農林課の●●主査が来ておられますので、ご説明を受け、その後に、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、●●主査さん、説明をお願いいたします。

農林課

農林課の●●です。平素より、農林行政につきましては格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。本日は、7月までに受け付けました農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただきました。ご審議、ご決定いただきまして、10月1日の公告となります。市内の北部地域、東部地域、そして西部地域の4地区におきまして、7件の案件と農地中間管理事業に係る案件が70筆ございます。これらの利用権の設定につきまして、ご審議、ご決定をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第31番

●●●●●●の利用権を設定する時の10アール当たりの単価がわかれば教えてください。すごく単価に差があるのでどうなのでしょう。

事務局

実際には何千円と言うきりの良い数値が出ていますが、面積で、畔とかが含まれていますので、登記簿面積で計算されております。

第31番

畔とかの面積が大きいですね。植栽面積であればどうなりますか。

事務局

水張面積です。稲を植えているところで、●●の例で言いますと10アール当たり4,000円とか、5,000円とかになっております。高いところで9,000円から1万円とかになっております。個人との折衝により、また、立地条件等により、金額はバラバラになっております。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

はい、●●委員さん。

第16番

以前は、●●●●●●●●に提出するのが、田によって何等級と言う表示があったと思いますが、その関係で等級別の金額になっているのではないですか。

議長

全く関係がないとは言えないが、双方の協議になると思います。

第16番

各地区によって価格に差異があるとすれば中間管理機構とすればどこに合わせられているのでしょうか。

議長

私がお答えするのもどうかと思いますが、中間管理機構は、調定事務のみであって、貸し借りの単価等は双方が決められることと思います。

議長

よろしいでしょうか。

はい、●●委員さん。

第30番

かつて農地法上、標準小作料と言うものが定めてあり、それがガイドラインになっていたと思います。それが7年くらい前に廃止され、その時に実際の貸し借りについては、双方で決めるという事が基本になっている。

議長

以上のような質問があったという事で、再度、農地中間管理機構に確認等をしていただきたいと思います。

農林課

わかりました。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第46号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第46号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第46号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第46号を終わります。

続きまして、報告第47号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。報告第47号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は6件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第47号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第47号を終わります。

続きまして、報告第48号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第48号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり2件ございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第48号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第16番

1番の関係と2番の関係で、土地改良で、1番については盛土も何もして
いないが栗・柿はそのまま植えられるのではないか。

事務局次長

先ほど農地法第5条の方でご説明しました箇所ございまして、宅地に転
用するものとそれ以外のところも合わせて土砂を出して、宅地以外の所に農
地改良ということで、植え付けをするものでございます。

議長

よろしいでしょうか。

特に発言がないようですので、以上で、報告第48号を終わります。

続きまして、報告第49号につきまして、事務局より報告事項の説明をお
願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第49号「農地法第18条の
規定による通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の
当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとさ
れております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可
を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をし
た者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、1件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通
知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、
ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第49号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第49号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成27年第9回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時49分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成27年9月10日

周南市農業委員会

会 長 西田 若美

委 員 森 光 時正

委 員 松 田 孝行